

學界動向

中國古代史に關する二三の問題

— 漢代を中心として —

河 地 重 造

中國古代の歴史はまことに長く且つ豊かである。我國における研究も次第に精密且つ多方面に亘り、その最近の研究を廣く展望する

ということは、私の力を以てしては及び難い仕事である。しかも亦個々の研究の紹介や批評については、各誌の書評や展望（史學雜誌六一の五が間もなく出る筈であり、又東方學に和田博徳氏が連載されている等）があつて、こゝに重複して述べることは殆ど無意味だと考える。そこで本稿では、中國古代の政治的社會的發展が何を基軸として、どのように行われたかという點に焦點を合わせて、私なりの考えをのべて見たい。従つて觸れ得る研究は必ずしも最近のものでなく、又ごく限られたものになることを豫めお詫びしておきたい。それにしても、非常な困難を伴う先秦時代の研究に詳しくふれる力はないし、唐・宋の變革過程は中世への展望を中心に専門の方に考へて貰う方が本當だと思つるので、こゝでは漢代社會を中心に、

範圍をせよめることをお断りしておかねばならぬ。

× × × × × × × ×

周代以後を秦漢帝國の成立過程という視點から見ると、周王朝の社會構造が本質的に如何なるものであつたかが問題となる。従つてこゝでは、貝塚茂樹氏と仁井田陞氏との間にかわされた論争にふれておく必要があるだろう。貝塚氏の一連の勞作を基礎にした「孔子」（岩波新書、昭二六・五）は、平易な敘述をもつて、その時代に生きた歴史的人間孔子を描こうとしたものであるが、背景をなす周以後の社會についても、少なからざる示唆を興えている。氏によれば春秋中期（紀元六世紀前後）以前の周王朝の支配構造は、血縁的な宗族關係を紐帶とし、氏族の結合と、それに基く支配隸屬關係を基本的原理としている。かかる人的結合に基いて成立する諸侯國は、まだ領土的擴がりを持たない「都市國家」的形態を示しているが、血

縁を異にする被征服民族の上に形成される諸侯國は、宗族關係に準じた祭祀關係（社稷の祭祀）を紐帶とする、祭祀共同体としての性格をも持つている。これは明かにフューダリズムとは別個の社會であると言わねばならないが、しかし當時の君臣關係は、西洋中世のそれと殆ど異ならないものである。しかも春秋中期において擡頭してくる豪族と私臣の關係は、明かに中世封建的のものであり、都市國家的な周代社會は、やがて封建國家に轉化しようとしていた。孔子はこのような時代に生れ、しかも封建國家への途を否定して「黃金時代の古代都市國家の制度を回想しつつ、封建國家を超越えて新しい官僚國家へ改變する線」を歩んだ人間として描かれているのである。中世封建制における君臣關係といえはそれは對等の双務契約でなければならぬが、周代のそれは基本的には家父長制的のものである、と貝塚氏に反對された仁井田氏は、中國に封建社會を見るとするならば、それは宋代以後でなくてはならぬと主張される（「中國社會の封建とフューダリズム」東洋文化五、昭二六・二）。この論争は山田統氏の研究（「周代封建制度と血族集團制」社會經濟史學一七の二、昭二六・五）や、栗原朋信氏の研究（「封爵之誓について」社會經濟史學一七の六、昭二六・二）にも關連する。栗原氏は三代の誓から漢代の封爵之誓に至るまで、誓には對等の約信の要素がみられず、それは上からの宣言命令の性質を持つことを指摘して、仁井田氏の見解を補強している。

この論争は非常に重要であり、今後の究明にまたねばならないが、しかしその究極的解決は、かかる人的結合或は支配關係及びその變化が、いかなる基盤の上に立つているかを見極めずには期待出来なideであらう。その意味で、血縁宗族的な性格をもつといわれる周代

社會が再び顧りみられねばならない。貝塚氏の周代社會に對する把握は、言う迄もなくクランジュとウェーバーに大きく支えられている。たとえば昭和二十三年に書かれた「ウェーバーの儒教觀」（東洋文化七、昭二六・一〇）は、「孔子」の前提的研究をなすものと言える。氏はウェーバーに従つて、儒教を支える中國社會の構造を、前近代的な家長制、更には家産制として現われる傳統的支配の諸型としてとらえる。従つて殷以後の社會は、傳統的支配に屬する諸類型（中央集權的な家産官僚制——封建制度——家産官僚制——地方分權的な身分的家産制……）間の不斷の交替と動搖として把握される（但し、この封建制度とは莊園制・農奴制に基くものを直接さすのでなく、氏族の紐帶を完全に破砕していない世襲カリスマ的封建制・西洋中世のレーエン封建制・家産官僚制の經濟的地盤としての俸祿國家＝フリュンデ封建制等の概念を包括するものであり、春秋中期に芽生えてくる中國封建國家は、レーエン制を主要な型とする）。けれども、傳統的支配も亦支配である限り、かかる支配の諸類型を裏付ける權力の問題を無視することは出来ない。傳統は、それ自体權力の根源ではないので、權力の根源と本質は、權力も含めて至政治機構が立つている社會的基盤——物質的・階級的基盤——の中に求められねばならない。階級社會における基本的對立の在り方が權力の本質を規定するのであるが、しかも基本的對立を取巻く歴史的諸條件に對應して、一定の支配の型や政治機構が要求されるのである。かかる社會的基盤の變化をぬきにして、支配の型の變化を説明することは不可能であり、しかもそれは單なる變化ではなく、生産力の發展に支えられた階級闘争の激化（たえず支配權力をおし加えし、自らを成長せしめると同時に、支配權力の在り方も變化せ

しめる)に對應しているものであるから、支配諸類型も、たとえ外見的には停滞的・循環的交替と見えようとも、常に新たな階級的的要求に基いて新たな内容と機能を以て現われるのだと思う。このことは支配權力を超時代的・超階級的なものに粉飾する傳統的支配の役割を無視することにはならない。

諸侯(たとえば魯公)は宗廟の主たると同時に、社神の主として侯國の民の前に立ち、周王室は最高の宗廟主(最高の家長)として全人民の上に君臨した。しかし宮崎市定氏の論稿(「古代支那賦税制度」史林一八の二・三・四、昭八)と合せて、この貝塚氏の研究を通讀すればわかるように、事實周の支配氏族員は、被征服民を人間労働力そのものとして所有し支配している。その意味で周王朝は、端緒的な奴隸制國家であつたと言わねばならない。ただそれは血縁的な氏族共同体の残存の上に成立しているものであるから、周王朝の崩壞から秦漢帝國の成立へと激動する社會發展の基軸は、何よりも先ずこの血縁的な氏族共同体の分解過程の中に求められねばならないだろう。しかもそれは、決して支配の型としての家父長制一般で覆いつくすことの出来ない、ヴィヴィッドな激動期を展開してくるのである。

地縁性の深まり(すでに祭祀共同体の形成そのものが、その表現である)と共に、被征服民搾取の上に立つ支配氏族の内部では、貴族は奴隸所有者として現われ始め、政治的特權を獨占することによつて、平民との分化をますます顕在化し、身分的差別を階級支配に轉化しつつあつた。税制の變化に關する宮崎氏の指摘、最下級貴族たる土から始まる周的秩序の紊亂、孔子の啓蒙主義につながる、鄭の子産の合理主義とその政治、西嶋氏が指摘された郡・縣制の成立等

は、かかる變動の一環として考えられる。そこで共同体の分解過程から秦漢帝國の成立を究明しようとしたのが西嶋定生氏であつた。

(「國家權力の諸段階」歴史學研究會一九五〇年度大會報告)。鐵製

農具の採用・牛耕と結びついた旱地農法の成立を契機として生産力の發展が促され、それが共同体の分解を激化せしめて、一方では家父長的土地所有者が、他方では劣敗者が生み出される。豪族とは、かかる劣敗者を家内奴隸或は擬制的家族員として吸収しつつ成立する、家父長的家内奴隸所有者の同族的結合体に他ならない。秦漢帝國の成立を、この豪族集團の發展を基軸として考えようというのが氏の見解であつた。氏がこの家父長的土地所有の成立と發展を究明された研究(「漢代の土地所有制——特に名田と占田について——」史學雜誌五八の一)は、最近平中岑次氏によつて反駁された(「漢代のいわゆる名田・占田に就いて」和田論叢(略稱)昭二六、一一、「秦代土地制度の一考察——名田宅について——」立命館文學七九、昭二六・九)。氏の論點は、名は一定の名儀に歸屬させる意の、占は排他的に占有する意の動詞であつて、名田・占田は特定の歴史的性格をもつた所有地の名稱ではないという點にある。又氏によれば、商鞅の變革のうち「開阡陌」(孝公十二年)は、度量衡・物價、特に税法のそれと對應した土地の數量的區劃整理であり、それは軍功・爵位を基準として田宅臣妾衣服を「名」に歸屬し保有させる制度改革(孝公元年又は三年)に連なるものである。この大土地保有制の創始——更には私的所有への發展——が、税法や土地の劃一整理の歴史的前提をなした。従つて開阡陌は井田制の破壞を意味せず、名田宅は通説たる限田、或は西嶋氏のいう國家の私的所有地識認を意味しない。限田を必要とするような土地私有・賣買・兼併は

編成した郷里制に迄及ぶような、デスポティズムの發展を見なければならぬと思う。かかる權力の問題は、單にデスポティズムを成立せしめる爲の、アジア社會の特殊條件を構造的に究明するというに止らず、もつと立入つて、與えられた條件の中で敵對し結合する各階級、各階層が、何を欲し何を苦しみとし、何によつて鬪つたかというような、主体的な動きの中から究明されねばならぬと思う。

一言にして言へば、それは生産諸關係と基本的な對立關係をヴィズィッドに表現するものとしての政治史でなくてはならない。それなくしては特に史料の稀少な古代史は前進を期待し難いであらう。この意味で政治史の分野に研究が少ないことはさびしい（昨年度には布目潮瀨氏の「吳楚七國の亂の背景」和田論叢がある）。その他松本善海氏の扱われた郷里制（秦漢時代における村落組織の編成方法について）和田論叢）は重要な問題であるが、疑問も多く今後の研究にまたねばならない。増淵龍夫氏の研究（漢代における民間秩序の構造と任俠的習俗——橋論叢二六の五、昭二六・一一）は、當時の社會の具体的な生活内容と秩序を、周的秩序の崩壞に代つて形成されてくる「游侠」の人的結合關係を手掛りに探ろうとされたものであり、民間における武力的構成員豪俠集團と、そのパトリアルカールな支配隸屬關係が内面的には「任俠」の氣風によつて支えられていたという指摘は注目される。けれども劉邦の集團をはじめとして、特に漢代史籍に見える「豪俠」（それは普通豪族と解されている）の總てが、かかる任俠的習俗によつて成立したとは考えられない。問題は客の歴史的性情、特に豪俠と客との關係、豪俠と國家權力との關係にある。それは豪俠の、游侠的側面のみ焦點を合せては説明できぬ重要な面が多々あるであらう。なお中國古代社

會は普通封鎖的な農村社會を基盤としていられると言われるが、これに反對して、戰國—秦漢時代、所謂「五口の家」の農民經濟への貨幣經濟の浸透、及び河東から山東を中心とした交換經濟と分業の展開を指摘したのが牧野巽氏の研究（「中國古代家族は經濟的自給自足体に非ず」社會科學評論五、昭二五・二）であつた。この論文をうけて、當時の中國を中心とする經濟圏の成立——商品經濟の發展を背景に、漢代の都市を研究したのが宇都宮清吉氏（「西漢時代——紀元前二世紀間——の都市について」東方學二、昭二六・八）であり、曾我部靜雄氏の研究（「中國古代の市について」東方學三、昭二七・一）にも關連する。宇都宮氏は多様な視點から商品經濟と都市の樣態（經濟圏の内容、交通路、大都市の分布、人口、周邊地域との關係、そこに營まれる企業の種類・經營・利潤、住民の諸階層等）をユニークな方法で追究された。個々の事象の理解のしかたや、史記或は居延漢簡をもとにした數字・統計的操作については若干疑問を感ずるのであるが、それはそれとして、牧野・宇都宮兩氏の示された商品經濟の發展と商人の活躍は輕視できぬものがある。中國古代の發展が、私たちの考えるより遙かに多様であり複雑であつたことを感ずるからであるが、ただこのような商品經濟及び都市の性格を基本的にどうとらえるかはなお問題であらう。いゝ換えれば、それが生産諸關係に如何なる影響を興えたか、中國社會の基底にある農民經濟への浸透が、どの範圍、度合、しかたで行われたかという點である。それは亦、商品經濟を支える生産諸關係及び社會體制と相互規定的な關係にあるのであり、その意味から、漢武帝の強引な諸政策が、當時の商業資本の急速な没落をもたらしたということとは、深く考えてみなければならぬことだと考える。更にこの點とも關連

するが、西村元祐氏は漢代における國家的收取の抑商と重農的性格を指摘された。「漢代農村社會と重農課税」龍谷史壇三六、昭二七、二。なお同誌には、漢代兵制における材官や騎士等が、正卒と區別される職業軍人であつたことを指摘された大庭脩氏の「材官攷」もある。西村氏の論點は、没落の激化する中であつて中農的地位を維持しているのは主として豪族の子孫達であつたから、農村社會の存続は豪族を前提としており、かくて中農層は一般的なものから「豪族の一還」としてのそれに轉移して行くという點にある。この論の前提になつてゐるのは、前漢時代の豪族を灌溉・農具・開墾などの面で農村社會の指導者とみる所にある。けれども中貧農層はかくも簡単に没落し、或は豪族につかまれてしまつたのであろうか。國家權力に結びつき、賓客や奴隸を武力として村落を制壓する豪族と、草深い農村のここそこに成長して來る土豪的存在（それは發展の方向としては、豪族的なものを指向していても）は、區別される必要があるのではなからうか。農民たちにはまだ彼ら自身の共同体的な組織があり、土豪層は「衆民の師」といわれた父老や三老という形でこれと結合してゐたのではなかつたか。父老や三老は郷里制を通じてデスポティズムとも結びついて行くが、一方では共同体的秩序に足場をおき、農民層の頂點に立つて、彼らの意志を表現する。このような動搖する立場にある土豪層の動きを、後漢王朝成初期の動亂の中に見ることは出来ないだらうか。これは一個の試論に過ぎないので、なおよく考えて見なくてはならない。ただ西村氏に限らず一概に豪族と言ふけれども、それは構造的發展と地域的偏差をもつものであり、それは搾取に抵抗しつつ一步一步獨立性を昂めて、行くこうとする農民層のたたかひの中で、その血縁的な紐帶、村落内に

おける様態、異つたいろいろの階級的要求の如何によつて複雑な動きを示す筈である。困難ではあつても、そこまで研究を深めて行かねばならないのではなからうか。これが先にのべた政治史への要請なのである。

X X X X X

以上にのべたことは、後漢帝國の問題に直結する。西嶋氏は大會報告のあとの討論の所で、報告が國家と豪族との對立關係を強調したことについて、この對立關係は決して基本的な關係ではなく、それは豪族に對する家内奴隸、及び共同体的な小農民の抗争という基本的對立を基盤にして、その上に二次的・三次的に派生するものだと補正されている。このことは全く正しいと思う。ただあの場合に關する限り、その基本的な抗争關係が、主として奴隸所有者の支配の貫徹を阻むという面でとらえられてゐるのではないかと思われる。その爲に小農民層を家内奴隸所有者の支配のもとにもつ國家と豪族とは、依然として同一性格のものと考えられ、兩者の發展が明かにされてゐない。従つて後漢帝國の成立は、國家權力對豪族權力の相剋——後者の勝利として把握されるのである。だが當時の基本的對立のあらわれは、當然にかかる消極的な單純なものではなかつた。外見的にはそう見えても、小農民層は分解過程の中で、極めて漸進的ではあるが獨立性をかちとらうとつとめ、奴隸もまた逃散などの形で、豪族の支配の基盤をゆるがす方向にむかつており、山東から長安に長驅して劉支の勢力をおしつぶした赤眉の反亂は、いろいろな歴史的制約性もちながら、そのエネルギーの昂まりを端的に示すものであつたと思われる。豪族層はかかる状態との抗争を通じて發展して行つたのであり、それは豪族の奴隸制支配の構造的變化に

も對應するものであつたと考えられる。このように考えないと、後漢成立期における豪族の進出を説明することは出来ない。しかもかかる豪族の發展は、小農民・奴隸の抗争の上に行われたものであるから、内部的矛盾と不安定性も増大していたに違いない。そこにデスポティズム権力との結合が考えられる。事實、後漢帝國が強力な地方勢力をもつ大豪族をも歸服せしめつつ、デスポティズムとして成立したことは疑い得ない。後漢時代が豪族の進出、大土地所有の發展と限田政策、といつた點で割切られ、中國古代國家の發展という視點から問題を深めて行く面が乏しいのは残念に思う。岡本三郎氏がドゥーマンの見解によりあつ、後漢から三國への轉換に古代中世の變革を見ようとされ（「中國における古代の成立と崩壞についての一考察」歴史學研究一五〇、昭二六、三）、西嶋定生氏の反駁（「中國古代史の理解について」同一五二、昭二六、七）をみたことは周知のことであろう。この論争は岡本氏が具体的な展開を見せておられぬので大問題のままおかれているが、この解決も一に後漢豪族の分析にかかつていると言わねばならない。それは三國以後の理解の爲にも是非必要なのである。

なお、農業の面では、西嶋定生氏の研究（「火耕水耨について」と田論叢）と天野元之助氏の異論（「火耕水耨の辯」史學雜誌六二の四、昭二六、四）があり、又佐藤長氏（「古代シナの農業と社會」研究一、昭二六、一二）がある。氏は清算さるべき前近代的なものを、奴隸制・封建制というより家族制度に求め、そこから生産力發展説を批判された。華北農業の特殊性と生産力の低劣さが、小家族經營を常に再生産し、他方では階級關係の未成熟を齎したとされる。家族の問題は重要であるが、寧ろ家父長的支配こそ、現實のしかも絶

えず克服されいく生産關係・諸階級の基本的對立がつくり出し、且つ存在した場なのであり、又國家權力と結合した地主（非歴史的範疇だと思ふ）の搾取もかかる對立關係から要請されるのではないか。それは生産力の低さと階級關係の未成熟さの表現ではない。單なる生産力説は既に克服されている。その批判と王朝交替のメカニズムが、ウィットフォード批判の裏がえしとなつて現れているように思う。

× × × × × × ×

黄巾の亂・後漢帝國の崩壞から三國・西晋に至る動亂期は、農民集團・大小豪族層・各地の地方政權等の複雑な動きを分析しなければ、適確につかめない難解な様相を呈している。この場合、地域性の問題が特に重要であり、困難な多くの問題が残されているが、特に曹魏政權の性格と屯田の問題、直接生産者として史書に見えはじめる部曲・衣食客・佃客の問題、豪族及び同宗の結合を中核とする行主・塙主の集團の性格の問題などが注意されねばならぬ。

晋代に入つて、具体的な政治過程を扱つたものに越智重明氏の研究（「東晋成立に至る過程に就いて」東洋學報三三の四、五、昭二六、一〇）がある。問題は東晋成立の基礎をなした司馬睿の江南豪族に對する懷撫策にあらう。それが何故成功し得たか。優勢を保つ江南豪族、その代表的な紀瞻のとつた東晋王朝成立に對する強い勸進の態度は何を意味するか。これは南朝政權の性格をとく鍵ともなり、今後の更なる究明に期待したい。ともかくこの歸結は普通六朝貴族制社會の成立として把握される。それは南朝における大土地所有の發展の上に築かれたのであるが、この經營は農奴制に基くというものが從來からの見解であつた。けれども當時の奴隸制經營は決して無

視出來ず、しかも農奴的だとされる佃客でさえ「主家の戸籍に注記せられて家長的支配を受ける家内奴隸制的存在」（西嶋氏「中國古代史の理解について」——なお漢代の客との相違に注意されたい——）と指摘されているのを考えると、この六朝貴族こそは、漢代豪族の發展過程において把握されるべきものであろう。かかる門閥貴族の形成・發展・衰退を、太原王氏を手掛りとして考察されたものに守屋美都雄氏の「六朝門閥の一研究」（日本出版協同、昭二六・七）がある。照明は主として貴族の政治的社會的様態にあてられ、門閥制から官僚制へという歴史的推移を、かかる様態の變貌の中に見ようとされている。六朝においても官僚としての地位が、貴族生活にとつて重要な意味をもつていたこと、従つて亦、六朝から唐への推移が、王權と貴族との相關關係の變化としてとらえられたこと等は、六朝の王權のあり方を考えていく上に考えねばならぬことであるが、ただそのような變化は、支配階級内部の自己運動という面に視點を局限しては正しく理解できないと思ふ（本誌一一の四に紹介・批評を書いたので、詳しくはそれに譲りたい）。

所で六朝貴族社會といつても、北朝の場合には著しく異つた様相を呈している。貴族層を足場にしつつもデスポティズム機構を強化した唐帝國が、均田制や府兵制に強く特徴づけられているとすれば、その系譜は言う迄もなく三國・西晋から北朝に求めなくてはならぬ。その意味で曹魏の屯田—西晋の占田課田法（特に後者）—北魏の均田法という系譜は重要な意味をもつており（宮崎市定氏「晋武帝の戸調式」東亞經濟研究一九の四、昭一一）、この場合屯田民が客とよばれたことが注目される（西嶋氏前掲）。又占田法と併行する戸調式及び西晋の郷里制が、實施のことはさしおき法令のもつ性格に

おいて、共同体的村落の變化に對應した國家權力の浸透を物語ると考えられることは、均田制を考える上に重要な視點となるであろう（郷の教化を司り自治機能を表する三老の退化と史籍上からの消滅は、少くとも、三老といつた形ではもはや農民をつかめなくなつた事態を物語っている。これに對して郡縣から任命される有秩・畜夫—租稅・力役・裁判など農民支配の基本的部分を受持つ——の發展と官僚化、西晋における縣衙の擴張整備、小縣の場合の郷に對する直接支配、郷畜夫の裁判權の喪失、游徼の縣吏化、かかる諸現象が、自然村落を一定の標準戸數で割切る西晋の郷里制の性格を物語るものとして注目される。稅制が戸を直接對象とする戸調式となつてあらわれたことも、無關係ではない。この土地法・稅制・郷里制は互に密接に關連しつつ、又それぞれ均田制や三長制につながつて行くものである）西晋以後郷里制は自然村落と少くとも原理的に分離した。そして農民生活の實際の場である自然村落は、六朝以後「村」と呼ばれる。その起源・分布・生活・制度等については宮川尙志氏の研究があるが、「六朝時代の村について」羽田博士頌壽紀念東洋史論叢、昭二五・一一）、この村が持つていた結合・機能や新しい名で現われる郷役等の性格、漢代のそれらとの相違などについては、なお問題が残されていると言わねばならない。更に北朝社會の特殊なあり方は、塞外民族の侵入による長期の動亂と、華北における彼らの國家形成を度外視しては考えられない。こゝに成立する征服王朝型國家を、鮮卑慕容王國を手掛りとして考察されたのが田村實造氏の研究である（「ボヨウ王國の成立と性格」東洋史研究一一の二、昭二六・三）。この型の國家はまず半農半牧の部族國家を形成する。そしてこの段階において中國との接觸を深める一方、部族國

家から階級國家に轉化しつつ矛盾を激化していく。中國本土に對する征服の進行は、その外的轉化と考えられ、かくして農業社會に基礎を轉化した征服王朝が成立すると云われる。これと略同様のことは北魏についても言えるのである。従つてこれらの王朝は、強力な武力と、特に初期の征服に伴う捕虜の奴隸化及び分配、或は強制移住政策等によつて、奴隸制デスポティズムの性格をかなり強く打出している。だがこのことだけで直接均田制の性格を説明しうるものではない。なぜならばこの國家は、下からの壓力に抗しかねた中國の官僚豪族層との結合を深めつつ、初期の性格から中國的王朝へと變貌をとげていき（北魏では世祖以後）、それと共にあらわれてくる諸矛盾の克服として、北魏の場合均田制をうみ出してくるからである。均田制はかかる過程の、即ち中國古代社會の矛盾の必然的所産として把握される必要がある。唐代均田制について敦煌戶籍殘簡をもとに一連の研究を出された鈴木俊氏は、最近唐帝國の成立過程と豪族との連關において均田制を研究されているとのことであるが、その前提として舊稿の補正を發表されている（『唐代均田法施行の意義について』史淵五〇、昭二六・二二）。氏はかつて、給田規定と實狀の差の著しい所から、均田制を有名無實のものだとされたのであるが、本稿では、給田規定を實狀を上まわつた儒家の理想に基く土地所有制限の限度と考え、この名目的土地給付によつて農民を土地に緊縛して租庸調を收取したのだとされる。更に唐朝の均田制再編成の努力を、宇文融の括戸においてみようとして（『宇文融の括戸について』和田論叢）。注目すべき見解であるが、かかる關係を農奴制的なものとする點については疑問が残る。

X
X
X
X

均田制社會の成立は、まさに長い中國古代社會の發展の歸結であつた。均田制における土地國有は、土地の共同体的所有や土地割替などの慣行によつては説明出来ない。それはいわば法的ファイクションにすぎず、事實は農民的土地所有を基礎として成立している。しかもこれとは場を異にして成立する國家的土地所有權——農民的土地所有權を制限するモメント——とは、正にローマ法の世界にみられる「強力な公權」に他ならない。だから國家は地主として地代を收取（鈴木氏の見解もこれである）しているのではなくて、それとは別な、農民を直接且つ人的に——即ち奴隸制的に——所有するという原理の上に立つている、というのが中田黨・仁井田隆兩氏の研究を基礎に展開された石母田正氏の見解であつた（『古代法と中世法』法學志林四七の一、昭二四・七）。所でこの公權は決して私權の附帶條件（中田・仁井田兩氏）ではないのであつて、これこそアジア的古代國家の本質にたらなるものと考えられる。かかる「強力な公權」をもつて出現する古代末期の唐帝國を考える爲にも、デスポティズムの發展を中心に中國古代史の研究を考えてみようとしたのが本稿の狙いであつた。だが唐帝國の成立は、強力な國家權力の支配下において人民が、一步一步それを克服して來た闘いの所産に他ならない。その長い歴史を考えずに唐帝國の成立は論じられない。中國中世の政治形態の特殊性を説明する爲に、古代官僚制機構の強大さと、貴族の寄生化を指摘された堀敏一氏の見解も、この點に關連すると思う（『唐末諸叛亂の性格——中國における貴族政治の没落について——』東洋文化七、昭二六・一一）。なお、この論稿については、はじめに斷つたとおりこゝでは詳しくふれない。だから如何に巨大な偉容を誇ろうとも、それは古代奴隸制社會の諸矛

盾の堆積の極點に築かれていたのである。日本にみられない規模をもつて發生した唐末黃巢の亂は、かかる民衆の力の強大な蓄積を示していると思う。唐帝國は貴族階級と共に瓦解した。それはとりもなおさず中世社會の成立の過程であつた。

學界展望という課題からはずれ、いろいろ誤謬もおかしたと思う。又問題の整理も充分ではなかつたと思うが、寛恕と今後の御教示を

お願いしたい。

附記。こゝにはふれなかつたが、藤間生大氏「東亞における政治的社會の成立——特にその國際的契機——」(歴史學研究 一五〇)がある。視野の廣さと問題の重要さにおいて、多くの示唆を與えるものである。

〔昭和二七・五・一稿〕

昭和二十七年京都大學文學部
東洋史關係講義題目 (三)

梵語學梵文學

研究

Mithraism

足利教授 二

古代マラム語について

伊藤講師 二

Pancatantra

足利教授 二

Meghaduta

足利教授 一

Ratnavali

足利教授 一

ガーサー(パフラヴィー・サンスクリット兩語譯對照)

伊藤講師 二

(繼續)

善波講師 二

Divyāvadana

伊藤講師 二

吠陀梵語(繼續)

善波講師 二

パーリ語文法

善波講師 二

Dhamma-pada(九月より)

善波講師 二

ヒンディー語(言語學演習と共通)

澤講師 二

近世ベルシア語(言語學演習と共通)
講義 印度文學史
演習 梵語文法

澤講師 二
善波講師 二
足利教授 二

佛 教 学

研究 攝大乘論の研究(繼續)

長尾教授 二

淨土教の研究

塚本教授 二

業の研究

舟橋講師 二

演習 梵文寶鬘論(Ratsavali)

長尾教授 二

西藏文講讀(月稱釋四百論)

山口講師 二

講義 佛教學序説

長尾教授 二

語學 アラビア語(言語學演習と共通)

藤本講師 二

チベット語(言語學演習と共通)

佐藤講師 二

中國語初歩

伊地智講師 二